

**令和 8 年度
吳市地域産品開発支援事業
事業者募集要項**

吳市産業部商工振興課

1 事業の目的

本事業は、本市の特産に関するもののほか、本市独自の歴史や文化、観光資源等を活用した商品の企画・開発を行う市内の中小企業・小規模事業者を支援し、アイデアや意欲がありながらも商品化や発売までに至っていない事業に対する専門家による指導や助言等による事業者育成等を行うとともに、製品化または事業化を推進することを目的に実施する。

2 応募事業者の要件

応募事業者は、次の各号をすべて満たすことが要件となります。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者を除く。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業，建設業，運輸業 その他の業種 (②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

- (2) 市内に事業所を有し、かつ市内において令和8年4月1日以前から事業を行っている者
- (3) 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合はその役員が呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号から第3号までに該当しないこと
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当であると認める要件を満たす者
- (7) 事業実施後においても、本市からのフォローアップ調査（その後の商品や売上等の照会）に応じる必要があります。

3 補助対象となる事業

本事業の補助対象となる事業は、市場で販売等流通していないオリジナリティの高いもので、試作段階の商品を対象とします。令和9年2月26日(金)までに、開発商品の試作を完了し、事業期間中または事業終了後、1年以内に商品化が可能な事業内容で、「呉市の魅力をアピールする特産品または観光資源等を活用した土産品（以下「特産品等」という。）の新商品開発を行う事業」を対象とします。

【補助対象外事業】

前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は補助対象となりません。

また、交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、交付決定が取り消されます。

- ① 本事業において、国（独立行政法人等を含む）及び地方公共団体（外郭団体を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業
- ② 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
- ③ 補助事業終了後の継続実施が見込まれない事業
- ④ 本事業完了後も継続して使用可能な経費（商品パンフレット印刷代、商談会装飾費用等）の負担を主たる目的とする事業
- ⑤ 従前からある商品の細部の変更など、新規性に乏しい事業
- ⑥ 政治活動又は宗教活動と認められる事業
- ⑦ 公序良俗に反する事業
- ⑧ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業

4 補助対象経費及び助成率

本事業を行うにあたっては、他事業と区分して経理管理を行ってください。

補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

(1) 対象経費、補助率及び上限額

補助対象経費	補助率	補助金の上限額
特産品等を開発するために必要となる、下記に掲げる①～⑤に係る経費及びそれらに付随する経費 ① 商品化全般に関するもの ② 商品化に向けた試験・分析に関するもの ③ 販売に向けた調査に関するもの ④ 産業財産権出願・導入費 ⑤ 開発した商品のPR・販路開拓経費	対象経費の3分の2以内（補助金の千円未満の金額は切り捨て）	1事業者あたり50万円

(2) 対象経費の区分

補助対象経費	要件等
① 商品化全般に関するもの	資材・器具費，原材料費，原材料の運搬費，機械機材借上料，パッケージデザイン原版作成委託料，技術コンサルタント派遣指導料及び派遣に要した交通費，開発に必要な書籍等の購入 等
② 商品化に向けた試験・分析に関するもの	試験・分析委託費，試験機関と原料，試験品やサンプル等をやりとりするための運搬費 等
③ 販売に向けた調査に関するもの	市場調査委託料 等
④ 産業財産権出願・導入費	開発した製品の特許，実用新案，意匠，商標の出願に要する経費，開発に際して必要な特許，実用新案，意匠，商標をほかの事業者から譲渡または実施許諾（ライセンス料含む）を受けた場合の経費 等
⑤ 開発した商品のPR・販路開拓経費	パンフレット・チラシ等の原版作成経費，WEBサイト作成経費（維持管理費除く），PRイベント開催や出展に必要な経費（会場借上料，出展料，設営装飾費，消耗品費，機材借上料，運送費） 等

(3) 経費科目別の補助対象

経費科目	補助対象経費	補助対象としない経費等
報償費	特産品等の開発のため、コンサルタント等の専門的な知識・技術及び技能等を有した者から指導を受ける場合の謝礼金 等	
消耗品費	単価が税込10万円未満の以下の物品 ・特産品等の開発に必要な研究資材・器具, 原材料 ・PRイベント開催や出展の際に必要な機材・消耗品 等	・単価が税込10万円以上の物品 ・汎用性の高いもの(鍋, ホットプレート, パソコン, プリンター, 携帯電話, FAX, コピー機等)
通信運搬費	・特産品等の開発に係る資材・原料, 試作品, サンプル等の運搬費 ・PRイベント開催や出展の際に必要な運送費 等	・電話, FAX, インターネットの通信費(サーバーの管理・運営費も含む)
委託料	・試験・分析を行うための委託料 ・パッケージデザイン原版を作成するための委託料 ・商標等の産業財産権の出願を弁理士に委託するときの委託料 ・パンフレットやチラシ等のデザイン委託料 ・WEBサイト作成の委託料 ・PRイベントの設営装飾の委託料 等	・ECサイトの作成費 ・WEBサイトの維持管理費
使用料及び賃借料	・特産品等を開発するために必要な機械機材の借上料 ・産業財債権の出願・導入費用 ・PRイベントの開催や出展のための会場借上料, 出展料, 機材借上料 等	・事業者の事務所賃借料 ・事業者の打ち合わせ等に使用する会議室の使用料
旅費	特産品等の開発のため、コンサルタント等の専門家から指導を受ける場合に、専門家を派遣してもらうのに要した交通費 等	

(4) 補助対象経費全般にわたる留意事項

ア) 以下の経費は、補助対象になりません。

- ① 特産品等の研究開発に直接関係の無い、又は明確に特定できない経費
- ② 補助金交付決定日以前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収、支払を行ったもの。
- ③ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（試作研究開発費に含まない原材料費や副資材費）
- ④ 補助事業以外にも使用可能な機器・備品類、また、事業終了後も継続して使用可能となる機器・備品類の購入費
- ⑤ 切手代、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑥ 家賃、水道光熱費等の費用
- ⑦ 振込等手数料（代引手数料含む）
- ⑧ 収入印紙代
- ⑨ 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等
- ⑩ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ⑪ 税務申告、決算書作成等のために、税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑫ 上記のほか、公的資金の用途として社会通念上不適切とされる経費

イ) 本事業対象経費の支払いは、見積書、領収書、振込控等の証書を保管してください。支払いの事実が証明できる書類が必要となります。

ウ) 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

イ) 相談先

作成方法等についてわからないときは、事務局にご相談ください。

(3) 提出期限

令和8年6月5日(金) 17時必着

(4) 提出先

【提出先住所】〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市商工振興課

「呉市地域産品開発支援事業補助金」事務局 宛

※ 提出については持参または郵送により受け付けます。

※ FAX及び電子メールによる提出は受付できませんので、ご注意ください。

(5) 本補助金に関するお問い合わせ先

事務局：呉市産業部商工振興課 販路拡大グループ

電 話：0823-25-3152

メール：syoukou@city.kure.lg.jp

※ 土日祝日を除く 9時00分～17時15分

7 支援事業の選定

(1) 審査方法

別に定める選定委員会において、書類審査を行います。

(2) 審査基準

審査は、次の評価区分による総合的評価を行います。

- ① 開発商品の企画・内容は優れているか。
- ② 開発商品の新規性及び優位性はあるか。
- ③ 市場性・販売戦略はあるか。
- ④ 商品開発及び市場展開に向けた組織体制・スケジュール等はどうか。
- ⑤ 補助対象経費の妥当性はあるか。

(3) 評価の前提

事業計画書の内容について実現性に乏しく、補助対象事業内容と合致しない場合は、評価の対象外となります。

(4) 支援対象事業者数

予算の範囲内で5事業者を予定しています。（複数の企業が連携しての事業実施も可能ですが、補助対象は代表事業者のみとなります。）

(5) 審査結果の通知

審査結果は、各事業者宛に文書で通知いたします。

8 補助事業実施期間等

(1) 事業実施期間

交付決定の日から令和9年2月26日（金）まで

(2) 主な留意事項

本事業の補助経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業終了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなくてはなりません。

9 その他

(1) 成果物の公表

本事業において開発された成果物及び事業者については、呉市ホームページ等において公表することがあります。

(2) 補助金額の確定等について

補助金については、交付決定額を上限として、事業終了後、補助経費の用途や証拠証憑を精査し、補助金額を確定します。検査の結果、対象外となる経費計上認められた場合は、その分を除いた額で確定する場合があります。